

## 加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区保存計画

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第3条の規定に基づき加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画（以下「保存計画」という）を定める。

### 1. 保存計画の基本事項

#### (1) 保存計画の目的

この保存計画は、地域社会の総意と熱意に基づき、市民と行政との互いの協力と信頼関係により、加賀橋立の固有の自然、独自の風土及び伝統が創りあげた北前船の船主・船頭・船乗りの居住集落としての歴史的風致を、地域の財産として保存するとともに、文化交流、生涯学習、情報発信の場として積極的に活用することにより、加賀橋立の生活環境の改善と加賀市の文化基盤の向上に資することを目的とする。

#### (2) 保存地区の名称・面積・区域

名称：加賀市加賀橋立伝統的建造物群保存地区

面積：約 11.0 ヘクタール

区域：石川県 加賀市 橋立町 イ乙、ウ、ち、ナ、ノ、ホ、ム、ラ及びロの各一部である。

その範囲は別図第1の通りである。

#### (3) 現況の概要

橋立集落は海岸に近い丘陵地に立地し、その町並みは谷間の複数の街路に沿って形成されている。この中にかつての北前船主、船頭などの屋敷が散在しており、全体的に伝統的な景観を有している。しかし、廻船業の衰退にともない家屋が取り壊されて空き地になり、さらに昭和50年代以降は非伝統的な住宅や駐車場も目立つようになってきている。

このように橋立では、一部では伝統的景観の変化はあるものの、しっかりした造りの伝統的家屋が多かったこと、外部資本による開発の影響を受けなかったことなどから、古くからの住宅地としての環境が保たれてきた。現在も、北前船主・船頭の往時の繁栄を伝える豪壮かつ伝統的な主屋が32棟、その他の付属屋等が75棟残されている。また同時に、集落の区画構成や

街路、敷地の形状なども大きな変更がなかったため、社寺境内、墓地、樹木や敷地を囲う石垣、塀などととも、全体としての歴史的風致が保たれている。

## 2. 保存地区の保存に関する基本計画

### (1) 歴史的な沿革

橋立は、『加賀江沼志稿』には「農隙ニ漁獵ヲ以テ産業ノ一助トス」と記され、船役・天馬船役・引網役などの漁獵の営みがあったとされることから、江戸中期までは日本海に面した小さな茅葺き農家の建ち並ぶ半農半漁の集落であったと考えられる。

江戸中期を過ぎると、橋立の漁師の中から近江商人に引き立てられて商船の船乗りになる者が生まれ、特に18世紀中頃になると、近江商人から独立して北前船の船主になる者が現れた。船主は一族や村人を船頭や船乗りにしたので、村は廻船業で急速に発展し、18世紀末頃には橋立の船主や船頭の数をあわせて42名になっていた。

さらに分家や移住などの理由から次第に集落の人口は増え、集落の奥に延びる街路沿いに新しい家が次々と建てられるようになった。そして19世紀に入ると橋立特有の、切妻造妻入りで瓦葺き屋根を持つ、従来から比べると格段に規模の大きな「北前船主型」の家が誕生した。この橋立の「北前船主型」の家屋形態は時代とともに発展進化し、特に天保年間から明治初期(1830年頃～1870年頃)にかけて洗練の度合いを深めてゆく。

明治5年(1872年)、橋立は大火に遭って多くの民家が失われる。しかし、その頃は廻船業の最盛期でもあり、家作に対する制限もなくなっていたため、復興に際しては以前にも増して豪壮な家が建てられるようになった。明治中期になると、橋立は大火の痛手から完全に立ち直り、北前船主や船頭たちの巨大な屋敷が建ち並ぶ、最も華やかな時代を迎えたのである。

明治末期に海運業や鉄道の近代化が進むと、それまでの小規模な北前船主たちは、そうした近代化の流れに取り残され斜陽化してゆく。このとき、橋立の北前船主たちの一部は北洋漁業に乗り出し、網元になることで新たな方向を切り開いた。しかしその結果、北前船主たちの拠点は北海道に移ってしまい、また船主たちの家族も函館などで暮らすようになった。その後敗戦により、日本は北洋の漁業権を失ったことから、北洋漁業も衰退した。

こうした状況のなかで昭和期の戦前から戦後(1940年代～1950年代)にかけて、かつて橋立が天下に誇ってきた北前船主、久保彦兵衛家・西出孫左衛門家・増田又右衛門家の御三家が相次いで没落していくことになる。そして豪壮な家屋敷として知られたこれらの家の主屋や離れ、

客殿などは、次第に失われていった。建物が買い取られ、その全体が橋立の外へ、もしくは分割されて別々の地へ移築されていった。また材木だけを目当てに、解体された例もあった。

それでも現在橋立には、まだかつての北前船主や船頭たちの豪壮な家がいくつも残っている。そして廃屋や空地になった屋敷跡地もある。これらの屋敷跡地の崩れかかった石垣や繁りすぎた庭木などのありさまは、かつての栄光を偲ばせると同時に、一方では滅びゆくものが持つ特有の美をそこかしこに漂わせている。

## (2) 保存地区の特性

### ア 町並みの特性

橋立付近の海岸線は丘陵が海に迫り、全体的に出入りのない加賀地方の海岸の中では珍しく、変化に富んだ景観を見せている。このような海岸に近い丘陵地は、船乗りの居住地として最適であったため、丘陵地の谷間に集落が形成された。

集落は海岸に近い部分から始まり内陸へ向かって発展しており、新しい家はまず南に延びる山崎通りと大聖寺への街道沿いに、次に丘陵地の谷間を通る新町通り、さらにサマング、米木などの通りに沿って建てられた。そのため、中心部の新町通りと山崎通りには船主階層の大きな家々が多く、サマング通りや米木通りに沿っては船頭や船乗り階層の家々が多く見られる。加えて、これらの通りは谷間を通るため、曲がりくねり、坂道となっているため、集落内は通りによって様々に異なる景観を見せている。

北前船主型の家とともに橋立の町並みを際立たせているのは、谷間の傾斜地に領域性の高い居住地を造るために設けられた石垣や板塀・樹木などである。例えば橋立一の北前船主・久保彦兵衛家は、天保11年(1840年)にこのあたりでは最大規模の家を集落で一番高い台地上の場所に建てた。このとき周囲の崖地に石垣を築く際、深田石を積み、その表面に笏谷石を張るという工法を大々的に用い、それから以後、これが橋立の石垣建設の独自の手法として定着した。さらにこの高台の家の北側は、防風のために多くのスダジイが植えられた。

北前船の船主というと一般的には港町の廻船問屋を想像するが、橋立の北前船主の場合は廻船問屋とはいえない。もともと、橋立には港が無かったので港町ではなく、集落が農村を原型としていることから、橋立の廻船船主の家はあくまでも農家型の発展形であった。そのため一般的な港町のように、通りに面して家が建ち並ぶ町家型の町並みにはならず、基本的に農家型集落の影響を色濃く残している。したがって、北前船主の屋敷地は石垣や塀に囲まれ、主屋は

通りから後退して建てられている。この場合、主屋の通りからの後退距離は、敷地の広さと主屋の大きさによって異なる。例えば、橋立で初めに集落が形成された北東部では、敷地も狭く家屋の後退距離も小さい。しかしそこから丘陵上部へと向かうサマダ通り、さらにその先の米木通りへと、徐々に家並みが集落の奥に延びてゆくにしがって次第に敷地も広くなり、道からの後退距離もそれにつれて大きくなってゆく。さらに山崎通りと新町通りは始めから船主層の家々が多く、敷地全体が他と比べて広く通りからの後退距離も大きい。そして主屋が通りから大きく後退している場合には、主屋の前面に土蔵・納屋が設けられることになり、その家の構えにさらに風格を与えている。

多くの屋敷地は通りに短辺が面する方形であるため、大きな船主型の家でも間口には限界があり、また妻入りの家屋であるため側面に位置する座敷や仏間の正面に十分な庭園空間が確保できない。そのような場合、旧酒谷長兵衛家、旧酒谷長一郎家、久保幸彦家、旧増田又右衛門家などの特に富裕な船主たちは、敷地の奥に離れを設け、主屋との間に奥庭を設けている。また、樹木として、スダジイなどが高台に防風林として植えられており、いくつかの北前船主の屋敷は庭木や庭園も残している。

もう一つの特徴として、橋立には二ヶ所の墓地がある。「墓松（ハカマツ）」と呼ばれるサマダ通り北側の墓地は、廻船業が盛んになる前からの古い墓地で、1戸あたり2.5坪という限定的な広さしかない一般的な墓地である。廻船業が盛んになって集落の人口も増えると、集落の最奥に「三昧（サンマイ）」と呼ばれる新しい墓地が造られた。新しい墓は広さの制限もなかったため、有力な北前船主は競って立派な墓を建てた。この新しい墓地の建設は、橋立の家屋が橋立北前船主型に発展していったことと軌を一にしており、集落の成り立ちを考える上で重要である。

#### イ 伝統的建築物の特性

橋立の船主や船頭は、廻船業によって富を手に入れると競って大きな家を建てた。しかし、商家の町並みと異なり、もともと農村集落であった橋立では、廻船業により生活の基盤が変化してもなお、それまでの農家型の住居形式を踏襲し、また発展させていった。

すなわち、加賀地方の農家の原形はオエ+4室型の田の字平面の間取りであるが、19世紀の初めに橋立の北前船主のなかに、その発展形としてオエの後ろに2列に3段6室を置く、オエ+6室型の間取りで建てる人たちが現れた。このオエ+6室型の「北前船主型」の家は、最初は農家と同じく茅葺き屋根であったが、天保年間（1830年頃）には、切妻造妻入り瓦葺き屋根

で建てられるようになった。そしてここに二階の間をとった切妻造妻入りで「二階建下屋付」の、いわゆる「橋立北前船主型民家」の建築様式が完成する。例えば天保年間の初期（1830年頃）と推定される忠谷久五郎家は、瓦葺きではあるが比較的背が低く、一部に茅葺き屋根の構造も残しており、前述した「橋立北前船主型民家」様式の発展過程を知ることができる貴重な家である。

まず天保7年（1836年）に建造の正垣砵二家（旧久保彦蔵家）は、完成された「橋立北前船主型」の最も古い家である。次に、蔵六園と呼ばれる中越康夫家（旧酒谷長一郎家）は、明治3年（1870年）に建てられた、明治以後の伸びやかで装飾的な北前船主の家の嚆矢である。

明治5年（1872年）、橋立は大火に遭って多くの家々を失った。しかし船主の多くはこれを機会に、より大きな家を再建した。例えば、旧酒谷長兵衛家は新たに広い用地を確保し、明治9年（1876年）に以前の家より格段に豪壮な家を再建した。これが橋立に現存する最大の北前船主の家である。そのほか明治5年（1872年）の大火後に再建された船主の家としては、久保幸彦家、西谷一正家などの上質の家が現存している。

このような船主の家のほかに、橋立には船頭や船乗りの家も残されている。一般的にみて船頭の家は船主の家より小規模であり、いわゆるオエ+4室型の家が多い。これは加賀地方の典型的な農家の間取りに類似する。また船乗りの家になるとさらに規模は小さくなり、オエ+2室型の建築様式の家屋が多い。

主屋の外観形式については、切妻造妻入りの二階建てで、梁間4間の母屋の正面および側面に連続した下屋庇を設ける形式（二階建下屋付型）と、切妻造妻入りの一階建てで、梁間4間の母屋の正面および側面に、主屋根より一体に葺きおろした下屋庇を設ける形式（葺きおろし型）の二通りが、特に多く見られる。

また、主屋のほかに通りに面した付属屋を持つ家が多いのも、橋立の特徴である。土蔵は切妻造の二階建てで、入口は主に主屋に向けられ、下屋を設けている。納屋は、切妻造の一階建てで、道路・敷地境界線に沿って板塀と連続して建てられ、塀の役割も果たしている。

そしてこれら主屋、付属屋の屋根には、赤褐色で光沢のある赤瓦が葺かれた。赤瓦は現在加賀能登地方で一般的に用いられている黒瓦より古い製法によるもので、18世紀末、石州、越前などから大聖寺・小松にその製法が伝わったといわれる。現在でも南加賀地方では赤瓦の屋根がよく見られるが、その中でも特に集中して赤瓦の家並みが残るのが、この橋立の集落である。これは、この集落が廻船業での富の蓄えにより、加賀能登地方のなかでも特に先駆

けて、茅葺き屋根から瓦葺き屋根に移行していったことを示している。そのため、笏谷石を加工した棟石積や二階壁板と庇との納まりなどに、古い屋根葺き技法を残している。

また、海に近い橋立の立地上、潮風から建物を守るため、縦板張りで壁面を覆い尽くし、開口部をほとんど設けない閉鎖的な構えとした。特に、土蔵の縦板は外壁を漆喰で仕上げた後の養生として設けられ、縦板を折釘金物で支える掛戸になっており、火災の時はすぐに外せるように工夫されていた。そのため装飾的な要素はほとんど見られないが、この縦板に荒波をともにくぐり抜けてきた虫喰いの船板を用いることで、自らの仕事に対する誇りを表していた。

こうした外部のつつましい構えに対し、内部は一転して豪壮で贅を尽くした空間になっている。ことにオエの空間は、高いスノコ天井の下に太いサシモンが交叉し、柱・ヒラモン・束・貫できっちりと組まれた壮大な建築構造を見せている。特に、江戸時代までこれらオエの木部は黒く塗られていたが、明治時代には家作制限もなくなったこともあり、いっそう装飾性を増し、赤いベンガラ塗料を混ぜた漆塗りとなった。

#### ウ 伝統的工物物の特性

橋立の伝統的な敷地構成の特徴は、周囲を石垣と板塀によって囲われていることである。これは、集落が谷間の傾斜地に形成されていたこと、また橋立の家屋が屋敷としての構えを持ち明確な領域性を持っていたことによると考えられる。

この石垣は、天保年間（1830年頃）に建てられた久保彦兵衛家で最初に用いられた工法で、深田石を垂直に積み、その表面に板状の笏谷石を太い釘で張るという手法と、柱状の笏谷石を横に寝かし積み上げていく手法が多く用いられており、橋立の景観を特徴付けている。

さらに石垣の上には板塀が立てられている場合が多く、板塀が現存していない石垣にも板塀が立てられていた痕跡が多く見られる。板塀は木造で、上部に棧のある窓を持つ縦板張りの形式が多く用いられた。その天端は、腕木をのぼして瓦を載せたものか、笠木にするものが見られる。また、その高さは敷地の道路沿いは背丈より低く、それ以外の部分は外部からの視線を遮るよう高いものであったことが伝えられている。より上等な塀としては、木骨土壁造で上部を漆喰壁、下部を縦板張りとし、腕木で瓦屋根を支えるものが見られる。

また、屋敷地の石段には、段鼻に棒状の笏谷石を使い、踏み面に板状の石を敷いた組石タイプのものと、板状の大きな笏谷石を段々に並べた延段タイプのものが見られる。敷石は、石段より小さな幅で、3尺×1尺の笏谷石を縦使いに2列または3列に並べたものが見られる。そのほか橋立の特徴的な伝統的工物物として、集落の通り沿いに設けられた水路護岸と、

通り脇に散見される洗い場や井戸などを挙げるができる。

## エ 保存の取り組み

橋立において歴史的風致に対する認識が高まったのは、昭和 57 年（1982 年）に「旧北前船主屋敷・酒谷長兵衛家」を加賀市が買い取り、「北前船の里資料館」として公開したことがきっかけである。この施設にピーク時には年間 7 万人を超える観光客が訪れていることや、館の管理、運営に地域住民で組織する「北前船の里保存会」が主体的に関わってきたことが地域住民の誇りとなっている。

また一方では、昭和 50 年代の高度成長期には建て替えが進み、またその後は空き家が放置されたことによる廃屋化が起こり、あるいは取り壊しや他の土地への移築により空き地が増える状況にあった。このような状況を目の当たりにして、地域衰退の危機を感じた住民は、行政との共同歩調により、地域活性化と歴史的風致の保全を真剣に考えるようになった。

このような歴史的風致の保全の機運に答えて、平成 7 年（1995 年）の「加賀市ふるさとの歴史的景観を守り育てる条例」が制定され、それに基づき「橋立北前船の里地区」が歴史的景観整備地区の第 1 号に指定された。地区内では、届出制による建造物の規模、意匠の景観形成基準が定められ、それに対する助成制度が用意され、公共施設（道路、交通広場、便益施設）も整備されてきた。また、この条例に伴い地区内の住民で組織された「橋立町北前船の里づくり委員会」が歴史的景観整備住民団体と認定された。この委員会が地区内の建築行為の届出に対し、景観形成基準との照合や確認をして同意捺印をおこなうことで、住民の意思による歴史的風致の保全が展開されてきた。

このような活動、制度、整備などの成果が徐々に現れるにつれて、歴史的風致を文化財として、より厳格に保全すべきとの声が高まり、国の支援制度が充実した伝統的建造物群保存地区制度を適用することとなった。平成 13 年から 15 年（2001～03 年）の三ヵ年に、国庫補助を受けて伝統的建造物群保存対策調査を実施し、その成果に基づいて、平成 16 年（2004 年）に「加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定する段階に至っている。

### (3) 保存に関する基本的な考え方

保存地区は、明治中期の橋立集落を基本とした区域（約 11.0ha）である。これは、江戸後期以降明治初期までに廻船業に携わる北前船の船主・船頭・船乗りの居住集落として形成された範囲である。

この保存地区は、笏谷石の石垣と板塀に囲まれた敷地の中に、農家型から発展した大規模な主屋と、土蔵・納屋などの付属屋を併せ持つ住居が建ち並ぶ、豪壮ながら閑静な佇まいを備えた集落である。橋立におけるこうした建造物群の集積は、廻船業の発展とともに成立した、北前船主・船頭・船乗りの居住集落としての特性を今に伝えるものであり、全国的にも類例を見ない貴重な地区である。

伝統的建造物群保存地区は、この地区で営まれた生活が積み重ねた歴史の歩みを示す貴重な文化遺産と認められるものである。したがって橋立においては、市民の理解と協力のもとに、建造物群と周囲の歴史的環境とともに後世に伝え、あわせて健全な住環境の整備に努めるとともに、加賀市の文化基盤の向上を図るものとする。

近年の急激な社会情勢、生活環境の変化と保存地区内建築物等の老朽化によって、町並みの様相も少しずつ変化している。このような現状から、保存地区の地割を保存し、建築物等については、保存地区内の道路等公共空間から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。このために、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物群以外の建築物等の修景を行う。

このほか、当該地区の保存のため必要な土地及び自然物の復旧整備を行い、防災設備その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。この目的を達成するため、加賀市は自ら事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

#### (4) 保存計画の進め方

保存計画を実施するにあたっては、保存地区内およびその周辺の住民、事業者が主体的にまちづくりを進め、加賀市、関連する諸団体・組織との信頼関係に基づいて協力して進めることとする。

### 3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

#### (1) 伝統的建造物

保存地区において、主として江戸後期から昭和初期にかけて造られた建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。伝統的建造物の決定基準については、以下のとおりとする。

ア 建築物については、橋立の伝統的様式・構造手法・材料で造られている主屋及び付属屋、

並びに社寺建築のうち、次の①と②の両方に当てはまるもの（別表第1のとおり）

① 江戸後期から昭和初期、概ね昭和20年（1945年）以前までに建築されたもの

② 保存状態が良く、復原可能なもの

イ 工作物については、建築物とともに歴史的環境を維持している板塀、石垣、石段、井戸等のうち、昭和初期までに建造されたもの、およびその特徴をとどめるもの（別表第2のとおり）

ウ 伝統的建造物に係る図面（別図第2、3のとおり）

(2) 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件を「環境物件」として定める。環境物件の決定基準については、以下のとおりとする。

ア 歴史的風致の維持に大きく寄与している水路、樹木、庭園等（別表第3のとおり）

イ 環境物件に係る図面（別図第4のとおり）

#### 4. 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内の建造物は比較的よく保存されているものもあるが、老朽化や機能更新等のために建て替えや改築を行っているものも少なくない。しかし、これらの大多数は適切な修理・修景により、保存地区に相応しい姿に回復できる可能性を持っている。このような状況を踏まえて、建築物等の保存整備にあたっては、橋立が北前船の船主・船頭・船乗りの居住集落として最盛期であった、明治中期の町並みの回復を目指すことを基本とする。そのために、橋立特有の民家とそれらの旧来の姿を留める建築物が集積する地区の特性に応じ、伝統的建造物については保存のための修理を行うとともに、その他の建築物等については適切な修景を実施する。

環境物件にあつては、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を実施する。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を保存するため、別表第4に定める基準により復原修理を実施するものとする。ただし、伝統的建造物でも復原修理が困難な箇所につい

ては別表第5に定める基準を準用するものとする。

イ 伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な部分を補強し、耐震性等の防災機能の向上を図るよう努める。

ウ 伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては、建物内部の保存修理も考慮することとする。

エ 伝統的建造物以外については、別表第5に定める基準により修景し、または別表第6に定める基準により許可を受けるものとする。修景は伝統的建造物の特性に合致したものとし、許可は伝統的建造物の特性に配慮したものとする。

オ 環境物件として特に定めた自然物等については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。

カ 環境物件以外の環境要素については、別表第5に定める基準により修景し、または別表第6に定める許可の基準を適用することにより、歴史的風致の維持、形成を図る。

### (3) 墓地・跡地・湿地の保全

ア 橋立集落の古くからの墓地である「墓松（ハカマツ）」と、後から造成された「三昧（サンマイ）」の二ヶ所の墓地について、特に保全に努める。「三昧」の表通りには、北前船主の巨大な墓が並び、笏谷石の石囲い・石碑が残されている。これら歴史的風致の保全を進めるため、現状変更の際は、位置・規模・形態・色彩が著しく現状と異なることのない墓地とするように努める。

イ 主屋が地区外に移築されている、もしくは主屋の一部のみが残されている船主屋敷のうち、特に由緒のある旧久保彦兵衛家、旧西出孫左衛門家、旧増田右衛門家の三つの北前船主の屋敷地を「跡地」と呼ぶ。屋敷地に残された離れ、土蔵、納屋、石垣、塀、祠、樹木などを特定物件として保存することを含め、屋敷地の全体の保全に努める。

ウ 新町通り奥に休耕田が見られるが、これを旧集落およびその水路と一体であった水田跡としてその湿地植生の保全に努める。この部分は休耕田となって、約20年が経過しており、現状の植生はイグサやヨシの繁茂する湿地の中にハンノキがまばらに生育している。このまま管理せずに放置した場合、土壌の乾燥化が進み、後背の斜面に見られるような落葉樹林へと遷移し、水田の形跡が失われることが予測される。この地区の水田は、戦後の区画整理により必ずしも旧来の形を留めていない。しかしながら、このような谷間の水田は谷地形と水の

流れを巧みに利用した経済行為の現れであり、集落と一体となった環境であると捉えることができる。したがって、この水田跡を歴史的風景の一部と考え、それを窺い知ることのできる湿地の植生を保全するよう努める。

## 5. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

### (1) 経費の補助

条例第9条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、加賀市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

ア 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを除く）、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方杖、火打材、その他これらに類するものをいう）、床組及び横架材（梁、桁、その他これらに類するものをいう）とする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、もしくは移転または修繕、模様替え、もしくは色彩の変更のうち、保存地区の特性と合致させるために必要な外観及び屋根の修景に要する経費

ウ 環境物件の復旧事業、または環境物件以外の環境要素の修景事業に要する経費

エ 建築物及び環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費

オ 保存地区において、保存を目的とする住民、事業者等の団体による活動及び建築士、大工、左官等の技術者技能団体の保存に関わる活動に要する経費

### (2) 技術的援助と物資の提供・斡旋

保存地区の歴史的風致を維持、向上させるため、様々な技術支援、物資の提供・斡旋を行う。

ア 修理、復旧、修景等に係る設計相談、資材調達、その他の必要な技術的援助を行う。

イ 保存地区の保存に関し必要があると認められる場合に、資材等の物資を提供し、または斡旋することができる。

### (3) 顕彰及び普及啓発

#### ア 顕彰

伝統的建造物の保存や伝統的建造物以外の建築物等及び環境物件の修景も含め、特に保存地区に相応しい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その功績の顕彰に努める。

#### イ 普及啓発

歴史的風致を維持、向上させるとともに、良好な生活環境の形成を円滑に進めるために、市民、事業者、来街者に対する普及啓発に努める。

## 6. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

### (1) 管理施設等

保存地区内の住民と来街者が保存地区についての理解を深めることに資するため、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。また、空き家等を利用して、来街者への案内やまちづくりの様々な情報を発信するとともに、保存地区の管理上の相談、指導にあたるための施設を整備する。

### (2) 防災施設等

保存地区を対象とした防災計画を策定し、災害に対する安全性の確保を図る。特に木造建築物の防火に重点を置き、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の難燃化、暖房・厨房設備の安全化、構造補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、地区内の公共の場での禁煙化を進め、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

また古い石垣や斜面などは地震や大雨による崩壊の危険が考えられるため、安全度の点検を行うとともに、石垣の安定化、斜面林の保全、排水路の確保などを目指す。また、廃屋や板塀などで老朽化が著しいものについては早急に対策を講じる。

### (3) 環境の整備等

保存地区では、建築物及び環境物件等の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮しながら、電柱・架線等の移設または整理、保存地区内の住民用駐車場の計画的な整備

及び誘導、ごみ収集所の整備、など居住環境の整備に努める。

また、伝建地区は観光地として来街者が増加することが予測されることから、観光客からの住民のプライバシー保護、ごみのポイ捨てや落書きなどの防止、来街者用の駐車場の確保、などを進める。

## 7. 保存地区の活性化とまちづくり計画

### (1) 住民主体のまちづくり

保存地区の伝統的環境を整え、住民にとっても住みやすい環境を実現していくために、住民自らの主体的な行動が不可欠である。そのために、住民を中心としたまちづくりの組織を育成し、橋立の住民や事業者が自ら考え、活動を行い、保存を進めていくような仕組みを作ること支援する。また、まちづくり活動を通じて、住民のニーズに応じた生活環境の向上、新規事業の導入、施設や環境の整備などに努める。

### (2) 伝統的建築物の活用

保存地区内では現在二件の伝統的建築物が公開されているが、今後も伝統的建造物の公開、活用を進めていく。これによって、地域の産業・文化・民俗・歴史等を伝える資料や物品の展示等を行う博物・資料館や、来街者への情報センターや地域文化の体験型施設などの整備に努める。また、保存地区内の伝統的建造物のうち、庭園や建物内部の公開が可能なものや空き家になっているものなどは、その公開及び建物を活用した行催事の開催に努める。

### (3) 周辺地区の整備

橋立の伝統的環境を守るためには、保存地区を取り巻く周辺地区の整備もあわせて行う必要がある。そのため市の条例を活用した景観整備を行うとともに、周辺地区における土産物店や飲食店の計画的誘導とまちづくりへの参画の仕組みを考える。また、保存地区の北側には、昔は小船が係留されたジゲ浜や船小屋、町並みを眺望できる丘などがあり、これらを伝統的環境と連携を図りつつ整備していくことも目指す。

### (4) 地域経済活動の活性化策

橋立の伝統的環境を永続的に保存していくためには、そこで営まれる生活や経済活動が健全

な形で保存されていくことが肝要である。そのために、保存地区ばかりでなく、周辺を含む経済地区を設定し、喫茶店・レストラン・伝統工芸品の展示販売施設等を誘致し、観光や商業の振興に努める。また、それらの観光や商業による収入が地域住民などに還元される仕組みを作ることを推進する。特に、橋立の地域文化に根付いた食品や土産物などの特産品や橋立や北前船の名称を冠した銘柄品の開発、また橋立を紹介する書籍・資料の刊行、さらには橋立の伝統文化を発信できるような祭事の開催など、地区に経済的効果を生むような活動を推進する。さらには、経済活動によって得られる資金を「まちづくり資金」としてまちの生活環境向上のために効率的に運用していくことに努める。